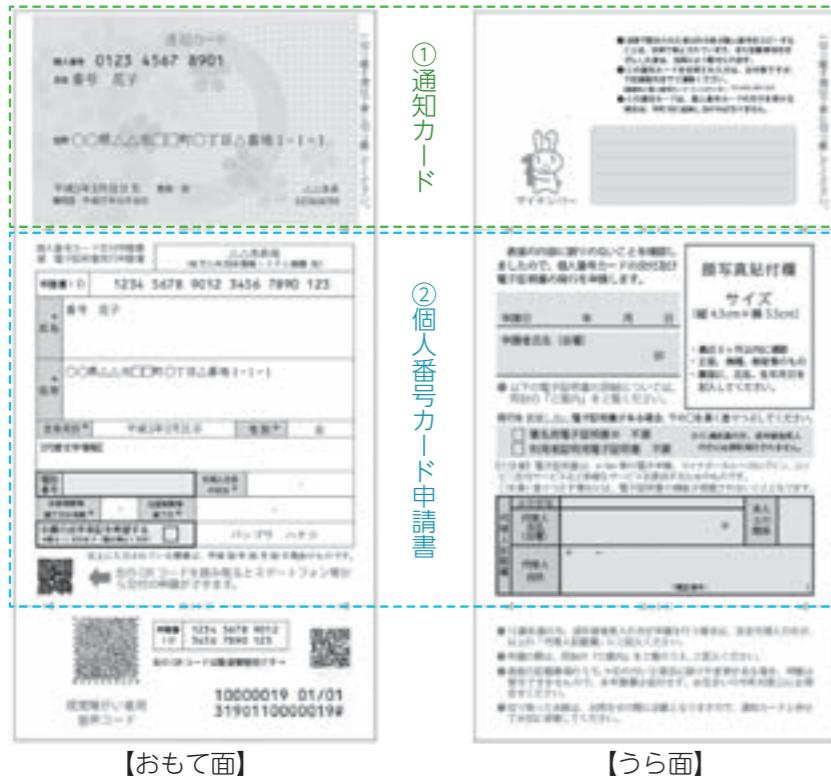


## 平成27年10月から マイナンバー（個人番号）が届きます

10月中旬から11月にかけて、全ての方に各個人のマイナンバーが記載された「通知カード」が郵便書留（転送不要）で世帯ごとに届きます。



### 通知カード・個人番号カード交付申請書の様式



#### 通知カードの中には

- ① マイナンバーの通知カード
- ② 「個人番号カード」の申請書と返信用封筒
- ③ マイナンバーについての説明書類

※中央部分が個人番号カードの申請書類になります。氏名や住所など必要事項を記入するほか、顔写真を貼付して返信用封筒に入れて申請することができます。

# いよいよ マイナンバー制度が

## 社会保障・税番号制度 始まります



平成27年10月から、日本国内の全住民に通知される、一人一人異なる12桁の番号を「マイナンバー」といいます。この番号は、個人が特定されないように、住所地や生年月日などとの関係のない番号が割り当てられ、平成28年1月から個人番号カードの利用が始まります。

### マイナンバーのメリット

#### 公平・公正な社会の実現

所得や他の行政サービスの受給状況が把握しやすくなるため、負担を不当に免れることや不正な受給の防止につながります。また、本当に困っている方へのきめ細やかな支援につながります。

#### 国民の利便性の向上

年金や福祉、税関係の申請時に課税証明書などの添付書類が減り、手続きが簡単になります。

#### 行政の効率化

地方公共団体間などで個人データを確認する際には、データの連携が図られるので、情報の照合に要する時間が短縮されます。また、災害時の被災者台帳の作成などにマイナンバーを活用することで、迅速な行政支援が期待できます。

## 通知カードが届いたら

### カードを大切に保管する

マイナンバーは生涯変わりません。同じカードを使い続けますので、無くさないようにしてください。

### 各種手続きの際に利用

社会保障、税の手続きのほか、転居や婚姻など、カードの内容が変更になるときにもカードが必要です。

### 勤務先に提示する

会社が税や社会保障関係の手続きをするとき、従業員や家族のマイナンバーが必要になります。

### 知らない人に教えない

マイナンバーが悪用される危険性を減らすため、マイナンバーは慎重に取り扱ってください。

## 平成28年1月以降、マイナンバーは、こんな場面で必要になります

### 社会保障関係の手続

- 年金資格取得や確認・給付
- 雇用保険の資格取得や確認・給付
- ハローワークの事務
- 医療保険の給付や請求
- 福祉分野の給付、生活保護など

### 税務関係の手続

- 税務署に提出する確定申告書、届出書、法定調書などに記載
- 都道府県・市町村に提出する申告書、給与支払報告書など

### 災害対策

- 防災災害対策に関する事務
- 被災者生活再建支援金の給付
- 被災者台帳の作成事務など

# 高齢者等に除雪費を助成します

問合せ 保健福祉課子ども・高齢者グループ ☎72-2000



町では、避難通路確保のための除雪サービスのほかに、この冬から新たな除雪対策として、除雪作業を行うことが困難な高齢者等世帯に対し、業者などに支払った除雪費用の一部を助成し、経済的負担の軽減と在宅生活を支援します。

## ●対象者は？

町内に住所を有し、現にその住所に居住している世帯員全員が町民税非課税で次の要件のいずれかに該当する方です。

- ・70歳以上の高齢者
- ・身体障害程度等級1級、2級など

注) 世帯は別でも70歳未満の方がいる2世帯住宅は対象外です。



## ●助成対象となる除雪作業や助成額は？

業者に支払った額の2分の1（千円未満の端数は切り捨て）とし、作業ごとに限度額を設定します。

作業内容	①玄関前から道路までの生活通路や置き雪除雪	②屋根の雪下ろしや窓の除雪
限度額	3万円	2万円

※作業内容が異なるため、それぞれに助成金の申請が必要となります。

## ●対象期間は？

12月1日（火）から翌年3月31日（木）までです。



## ●申請の手続きは？

- ①ご自身が対象者となるかを確認するために利用申請をしていただき、対象者であれば町は利用決定を通知します。利用決定通知を受けた方が助成対象者となります。  
※11月2日(月)から利用申請の受け付けを開始します。
- ②除雪作業を業者などと契約します。契約書には作業内容、作業期間、契約金額の記載が必要です。
- ③作業（契約期間）が完了し、業者への支払いが完了したら、町に助成金の申請をします。  
※助成金の申請には、契約書と領収書の写しが必要となります。
- ④町は助成金申請の内容を確認し、助成金をお支払いします。

# 平成28年1月から 個人番号カードの発行が始まります

個人番号カードは任意により取得するものです。通知カードとともに送付された申請書を郵送、または、スマートフォンなどのオンラインで申請することにより、初回の交付は無料で取得できます。受け取りの際は、通知カード、申請後に町から届く番号カード交付通知書（はがき）、運転免許証などの本人確認書類をお持ちください。

なお、住民基本台帳カードの交付を受けている方は、返却する必要があります。



個人番号カード（表）

## …申請の流れ…

- STEP1 通知カードと申請書が届く  
10月から11月
  - STEP2 申請書を郵送などで提出
  - STEP3 交付通知書が自宅に届く  
平成28年1月以降
- 個人番号カードを役場で受領**  
平成28年1月以降

## 個人番号カードとは

個人番号カードとは、表面に、氏名、住所、生年月日、裏面にマイナンバーなどが記載されているカードです。個人番号カードは、本人確認に利用できる公的身分証明証です。また、ICチップが搭載されており、e-Tax（国税電子申告・納税システム）などの電子申請が行えます。

## 事業所とマイナンバー

事業所でも平成28年1月以降、税や社会保障の手続きで、従業員やその扶養家族のマイナンバーを記載する必要があります。

### 早期に番号が必要となる例

- 年始めに雇用するアルバイトへの報酬
- 1月以降の支払いに係る支払調書
- 1月以降の中途採用や退職

### 【制度に関する問合せ】

総務課 ☎76-2131

### 【カードに関する問合せ】

【事業所に関する問合せ】

住民課 ☎76-2130

### マイナンバーの利用

- 源泉徴収票の作成
- 給与支払報告書の作成
- 給与所得者異動届出書の作成
- 報酬等に係る支払調書の作成
- 雇用保険被保険者資格取得届の作成
- 厚生年金保険被保険者資格取得届の作成
- 健康保険被保険者資格取得届の作成

### 事業所の情報管理

- 従業員のマイナンバー  
事業者は、法律や条例で定められた社会保障、税の手続き以外でマイナンバーを利用することはできません。
- 顧客のマイナンバー  
個人番号カードを身分証明書として顧客の本人確認で利用することができますが、カード裏側のマイナンバーを書き写したり、コピーを取ったりすることはできません。